

岩手県告示第344号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第410号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡広域振興局土木部岩手土木センター所長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 八幡平市平笠地内
- 2 実施した期間 令和2年6月3日から令和3年3月22日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量、水準測量、現地測量及び路線測量